



茨労発基 0826 第 1 号の 2
令和 2 年 8 月 26 日

茨城県知事 殿

茨城労働局長



清掃業における死亡労働災害防止対策等の強化について（要請）

日頃より労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内の労働災害は、死亡者数 10 人（8 月 25 日現在速報値）と対前年同期比で 3 人の減少となっており、休業 4 日以上¹の死傷者数（死亡を含む）では 1,455 人（7 月末現在速報値）と対前年同期比で 63 人の増加（+4.5%）となっています。

特に清掃業における労働災害は、平成 29 年以降、3 年連続で増加し、令和元年は 120 人となっています。本年に発生した全国のごみ収集車に起因する死亡者は 6 人となっており、そのうち 2 人が県内において発生しているなど、死亡労働災害等の増加が懸念される事態となっています。

茨城労働局では、第 13 次労働災害防止推進計画の 3 年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。特に増加している清掃業の災害増加に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、労使が一体となって計画的かつ継続的に職場内における安全衛生活動の総点検の実施等に向けて取り組むことが最も重要になります。

このような状況を踏まえ、別添のとおり「死亡労働災害防止対策等の強化について（要請）」を行いますので、貴職におかれましては、労働災害防止の取組を一層強化していただくよう、ごみ収集業務を委託している産業廃棄物処理業者への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。



【添付資料】

資料1 令和2年 全国の死亡災害事例（ごみ収集車）

資料2 「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5年3月2日付け基発第123号）

資料3 厚生労働省「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル～産業廃棄物処理業編～」より災害統計の抜粋

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000495691.pdf>

日本語教材：<https://www.mhlw.go.jp/content/000495679.pptx>

英語教材：https://www.mhlw.go.jp/content/sanpai_English.pptx

ベトナム語教材：https://www.mhlw.go.jp/content/sanpai_Vietnamese.pptx

【参考資料】

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

URL：<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety/>

※ 当該ホームページは資料2のマニュアルなどのリンク先一覧が掲載されており、以下に参考となるURLを抜粋しています。

➤ 「産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況」

URL：https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wpcontent/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/safety_saigaihasei.pdf

➤ 「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」

URL：<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>

➤ 「産業廃棄物処理業～安全衛生チェックリスト～」

URL：https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/safety_checklist02.pdf

（問合せ先）

茨城労働局労働基準部健康安全課

TEL：029-224-6215（直通）

死亡労働災害防止対策等の強化について(要請)

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画(計画期間:平成30年4月1日～令和5年3月31日)の3年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

茨城県内の労働災害については、令和2年7月末の労働災害発生状況(速報値)では、休業4日以上死傷者数が1,455人と対前年同期比で63人の増加、死亡者数は8月25日現在で10人と対前年同期比で3人の減少となっています。

しかしながら、産業廃棄物処理業においてテールゲートの回転板に巻き込まれ、ごみ収集車に轢かれるなど、いずれもごみ収集車(パッカー車)に起因して、2人の尊い命が失われています。本年に入り全国でごみ収集車に起因する死亡者が6人発生していますが、本県では実にその1/3を占めている状況となっています。

また、産業廃棄物処理業の労働災害は、近年、全国的に増加傾向を示しており、平成27年に1,280人であったものが令和元年には1,524人と実に244人(+19%)も増加しており、この増加傾向は茨城県内においても同様となっています。

労働災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、労使が一体となって計画的かつ継続的に、職場内における安全衛生活動の総点検の実施等に向けて取り組むことが最も重要になります。

事業場の皆様におかれましては、関係法令をはじめとした作業手順などの基本的なルールが守られているか、今一度総点検していただくとともに、関係労働者が日々の作業をチェックリストにより確認するなどの取組を活発化していただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、特に以下の項目について重点的に対策を講じること。
 - (1) 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
 - (2) 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
 - (3) ごみ収集車によるごみの収集及び運搬作業については、あらかじめ作業指揮者を定めて作業すること。
 - (4) 自覚症状の有無に関わらず、定期的に水分・塩分の摂取による熱中症予防対策を徹底すること。

令和2年8月26日

茨城労働局長 小奈 健男

あなたの作業は大丈夫？危険がないかチェックしてみましよう

点検日 令和 年 月 日 点検者

チェック項目（できている場合にチェックしてください）		<input checked="" type="checkbox"/>
1	手袋を着用していますか。 履物は、安全靴その他滑り及び踏抜きを防ぐ安全なものを着用していますか。	<input type="checkbox"/>
2	道路上で作業する場合は、「反射チョッキ」を着用するなど、識別しやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
3	大きなものを収集する場合、まず軽く持って重量を量り、自分の力に余るものは無理せず、2人で持っていますか。	<input type="checkbox"/>
4	ネギ、バナナの皮等滑りの原因となるもの、ガラスなど踏抜きの原因となるものは、その都度、拾っていますか。	<input type="checkbox"/>
5	ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動していませんか。	<input type="checkbox"/>
6	ごみ収集車にごみを入れすぎていませんか。ごみを押したり、取り除く場合、適当な補助具を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
7	移動中は、メインスイッチ（P.T.O）を切っていますか。	<input type="checkbox"/>
8	テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートから離れて作業していますか。	<input type="checkbox"/>
9	交通量、積荷重量、路面、天候等の状態に応じた速度で運転していますか。	<input type="checkbox"/>
10	駐車又は停車して作業する場合は、サイドブレーキをかけていますか。	<input type="checkbox"/>

（ごみ収集作業にかかるチェックリスト）

令和 2 年 全国の死亡災害事例（ごみ収集車）

令和 2 年 8 月 25 日現在

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			はさまれ・ 巻き込まれ	起因物	
No. 1 1 月 13～14 時	ごみ収集員 40 歳代 10 か月	産業廃棄物 処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	学校の敷地内ごみ集積場所付近の路上に機械式ごみ収集車を停車させ、テールゲートの回転板を連続回転させながら、被災者が一人で一般ごみ（燃えるごみ）の回収作業を行っていたところ、テールゲートホッパー内に身体の一部が入り込み、回転板に全身を巻き込まれ死亡した。
No. 2 4 月 15～16 時	ごみ収集員 50 歳代 4 年	産業廃棄物 処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	被災者は、ごみ収集車で収集した古紙類を、作業所内で廃棄作業を一人で行っていたところ、ごみ収集車後部の圧縮板に頸部が挟まれ死亡したものの。
No. 3 5 月 13～14 時	ごみ収集員 70 歳代 10 年	その他の 廃棄物処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	被災者は資源物回収のため、一人でごみ収集車を運転していた。被災者は資源物回収を行うためごみ収集車の運転位置から離れるときに、停止の状態を保持するためブレーキを確実にかける等の逸走防止措置を講じなかったため、勾配に沿ってごみ収集車が動き出しそのまま民家に激突し、民家と接触したドアに挟まれた。
No. 4 6 月 8～9 時	運転手 兼 ごみ収集員 50 歳代 9 年	産業廃棄物 処理業	交通事故	トラック	被災者一人で事業系一般ごみをごみ収集車でルート回収中、市道に停車させ下車したところ、無人の車両が市道（傾斜 3 度前後の坂道）を後退し、轢かれて頸椎骨折による頸髄損傷で死亡したものの。車両はその後民家の壁にぶつかりながら後退し、民家の車庫の壁にぶつかって停止（逸走開始から停止まで約 6.5 m）した。
No. 5 7 月 16～17 時	ごみ収集員 50 歳代 2 か月	その他の 廃棄物処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	ごみ収集車で収集したごみを焼却場ピットに投入した後、車両を前方に移動させ、床に落ちたごみを清掃。その後、ごみ収集車テールゲート内の回転板に上半身を挟まれた状態を隣のごみピットで作業中の同業者に発見された。エンジンは掛ったままで回転板は停止していた。
No. 6 8 月 ～時	ごみ収集員 50 歳代 5 年	その他の 廃棄物処理業	交通事故	トラック	被災者は同僚と二人でごみ収集作業を行っていた。被災者がごみ集積場でごみを収集車に積み込み、徒歩で次の収集場所へ移動していたところ、左折したごみ収集車にひかれた。 被災者は、近道しようとして住宅駐車場のチェーンを跨いだ際に足を引っかけて倒れ、ごみ収集車にひかれた。

※ No. 1 及び No. 6 が茨城県内の災害です。

清掃事業における安全衛生管理要綱

(平成5年3月2日付け基発第123号)

第1 目的等

1 目的

この要綱は、労働安全衛生関係法令と相まって、安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育の実施、安全衛生作業基準の確立等の積極的な推進により清掃事業における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2 事業者等の責務

事業者は、単にこの要綱に定める基準を守るだけでなく、快適な職場環境の形成に努めるものとする。

事業者が、労働安全衛生法(以下「法」という。)第15条に規定する「元方事業者」に該当するときは、労働安全衛生関係法令に違反しないよう指導等を行うとともに安全衛生に関する必要な情報の伝達に努めるものとする。

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めるものとする。

第2 安全衛生管理体制の整備等

1 安全衛生管理体制の整備

(1) 総括安全衛生管理者の選任

常時100人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を選任すること。

(2) 安全管理者及び衛生管理者の選任

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、所定の資格を有する者のうちから法第11条及び法第12条に規定する安全管理者及び衛生管理者を選任し、その職務を励行させること。この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

(3) 安全衛生推進者の選任

常時10人以上50人未満の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第12条の2に規定する安全衛生推進者を選任し、その職務を励行させること。この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

(4) 産業医の選任

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第13条に規定する産業医を選任し、その職務を励行させること。

(5) 安全衛生委員会等の設置

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第17条及び第18条(又は第19条)に規定する安全委員会及び衛生委員会(又は安全衛生委員会)を設置し、月1回以上開催し、所定の事項を審議させる等その活動の促進を図ること。

なお、上記以外の場合にあつても労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第23条の2の規定により安全衛生の委員会、職場懇談会等の関係労働者の意見を聴くための機会を設けるように努めること。

2 保護具等の整備

清掃事業の災害に多く見られるごみの中のガラス、くぎ等により手足を負傷する災害、滑り、つまずきによる災害及び物の飛来等による災害を防止するため有効な手袋、安全靴、保護帽等の保護具を定期的に点検し安全な状態を保つよう十分整備するほか、

①破砕機内での作業、焼却灰を取り扱う作業等粉じんを発生する作業に従事する労働者に使用させる呼吸用保護具、②ごみ焼却場における炉前作業に従事する労働者に使用させる保護眼鏡、保護帽、保護衣等、③酸素欠乏危険作業に従事する労働者に使用させる空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク(以下「空気呼吸器等」という。)、④騒音レベルの高い場所における作業に従事する労働者に使用させる耳栓

その他の保護具等の目的に応じた適切な保護具及び器具を備え付けること。

3 衛生関係施設の整備

ごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場にあつては、

(1) 作業場以外に心身の疲労の回復を図るための休憩の設備を設けること。

(2) 常時50人以上又は常時女子30人以上の労働者を使用するときは、労働者がかみ床することのできる男女別の休養室又は休養所(安衛則第618条)を設けること。

(3) 食堂(安衛則第629条、630条)を設けること。

- (4) 適切な洗面所、うがいの設備、更衣所、洗濯の設備(安衛則第625条)男女別の便所(安衛則第628条)、被服の乾燥設備(安衛則第626条)を設けること。
- (5) 適当な箇所に救急用具等(安衛則第633条、634条)を備えるとともに適正に管理すること。
- (6) 照明(安衛則第604条)及び換気(安衛則第601条)について必要な措置を講ずること。
- (7) 夜間に睡眠又は仮眠する必要があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所(安衛則第616条)を男女別に設けること。
この場合、休憩室、食堂、更衣所の近くにできるだけ洗面所、うがいの設備、洗濯の設備を設けるとともに、食堂、休憩室の床等の清掃については、特に留意すること。なお、入浴の設備(温水シャワーを含む。)を、できるだけ設けること。

4 健康診断の実施

清掃事業に従事している労働者については、雇入れ時の健康診断及び年1回の定期健康診断を確実に実施するとともに、特に焼却炉前作業、深夜業を含む業務等安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者に対しては、安衛則第45条第1項に規定する6月以内ごとに1回の定期健康診断を、また、塩酸等の鹵又はその支持組織に有害ガス、蒸気に常時暴露される場合には、歯科医師による6月以内ごとに1回の定期健康診断を行ない、その健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図ること。

また、自他覚症状の有無の検査には、その者の従事する業務の内容に応じ、重量物の取扱いに伴う腰痛症に関しての姿勢異常、圧痛点の有無、運動機能検査等を含めること。

以上の結果及びその結果に対する対策について、安全衛生委員会等で審議すること。

5 安全衛生教育の実施

次に示す安全衛生教育を実施すること。また、委託事業者に対しても、当該事業者の雇用する労働者に同様の安全衛生教育を実施するよう指導すること。

(1) 雇入れ時等の教育

労働者を雇入れ、又は作業内容を変更したときは、法第59条第1項及び第2項に規定する安全衛生教育を行うこと。この場合、教育すべき内容については安衛則第35条に規定する事項について行うこと。

特に機械式ごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合においては、昭和62年2月13日付け基発第60号「機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化について」の別添1の「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(1)に示される事項を含むこととし、また、メタンその他の可燃性ガスにより爆発火災のおそれがある施設における作業に就かせる場合においては、可燃性ガスの危険性、ガスの漏えい等異常時の措置等に関する事項を含むこととする。

(2) 特別の教育

危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項に規定する特別の教育を行うこと。

(3) 職長教育に準ずる教育

「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(2)に示される教育を行うこと。

(4) 能力向上教育等

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の労働災害の防止のための業務に従事する者及び危険又は有害な業務に現に従事している者に対して、新たな知識や技能が取得できるよう教育を行うこと。

6 就業制限等

- (1) クレーンの運転等法第61条に規定する業務については、適法な資格を有する者以外の者を従事させないこと。
- (2) 酸素欠乏危険作業等法第14条に規定する作業については、適法な資格を有する者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の所定の事項を行わせること。

7 定期自主検査等の実施

- (1) ボイラー、クレーン、フォークリフト、フォークローダー等については、法第45条に規定する定期自主検査を行い、その結果を記録しておくこと。

なお、クレーン等の補修、点検等に当たっては、墜落等の災害防止に留意すること。

- (2) 機械式ごみ収集車については、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の4に示される定期自主点検(年次点検、月例点検、作業開始前点検)を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずること。
- (3) 汚水、汚泥等が貯留れ、ガス発生のおそれがある施設(以下、「ガス発生施設」という。)については、配管、バルブ、マンホール等について損傷、変形、腐食等の有無に関して定期的に点検を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずること。

第3 安全衛生作業基準の確立等

労働災害を防止するため、特に次のような事項について、各事業場及び各種作業の実態に応じた安全衛生作業基準を定め、これを関係労働者に徹底させるよう指導すること。

1 ごみ処理作業等

(1) ごみ収集作業

ごみ収集車、船舶等によるごみの収集及び運搬作業については、あらかじめ作業指揮者を定めて作業させること。

イ ごみ収集作業における一般的な安全衛生対策

(共通事項)

- (イ) 作業前に準備体操をさせること。
- (ロ) 履物は、安全靴その他滑り及び踏抜きを防ぐ安全なものを使用させること。
- (ハ) 道路上で、作業を行わせる場合には、「反射チョッキ」を着用させる等により、労働者を識別しやすいようにすること。
- (ニ) 手袋を使用させること。特に病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合においては、不浸透性の手袋等必要な保護具を使用させること。
- (ホ) 容器を持ち上げる際には、腰痛防止等に留意し、まず軽く持って重量を量り、自分の力に余るものは無理に1人で持たず、2人で運ぶようにさせること。
- (ヘ) 容器が汚水等のために滑りやすくなっていないか、手を掛ける箇所が弱くないか、手を傷つけるようなものがないかを確認させること。
- (ト) ネギ、バナナの皮等滑りの原因となるもの又はガラス、容器のふた等踏抜き、つまづきの原因となるものを路上に落としたとき又はそれらが落ちていたときには、その都度拾わせること。
- (チ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。
- (リ) ごみ収集車の排気孔の位置および排出方向は、ごみ収集車から排気ガスが作業中の労働者に影響を与えないような位置又は方向とすること。
- (ヌ) 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。
- (ル) 荷台にごみを過積みさせないこと。

(機械式ごみ収集車以外の車両)

- (イ) ごみ収集車の荷台に乗り、又は荷台から降りるためのタラップ又は足掛けを、鳥居側面その他適当な箇所に設け、荷台に乗り、又は荷台から降りる際には、これを用いさせること。
- (ロ) 修理作業等のため、ごみ収集車の天がいに乗り又は天がいから降りる際は、はしご等を用いさせること。
- (ハ) ごみ収集車の荷台上で容器の受取、積込み作業を行う際には、荷台の中央側に背を向けて作業させること。
- (ニ) 積込み作業を行う際には、荷台上の者と地上の者に、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。

(機械式ごみ収集車)

- (イ) ごみ収集車のごみ投入口にごみを投入する場合において、ごみを入れ過ぎないようにさせ、また、ごみを押し下したり、取り除いたりする必要があるときは、適当な補助具を使用させること。(作動中のホッパー内に身体を入れないこと。)
- (ロ) 移動中は、メインスイッチ(P.T.O)を切ること。
- (ハ) テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らないこと。
- (ニ) 上昇したテールゲートの下には入らないこと。やむを得ず入るときは、安全棒等を使用すること。
- (ホ) テールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席において当該テールゲートを降下させるための操作が行われても、当該テールゲートが降下しないようインターロック装置を使用すること。

ロ ごみの積替え作業

- (イ) 保護帽を着用させること。
- (ロ) ごみ収集車の荷台の上で誘導することを禁止すること。
- (ハ) ごみ収集車の後部ドアを開く際は、まず細めに開け、落下物の有無を確認してから全開させること。この際、正面を避け、側面の安全な位置で行わせること。
- (ニ) コンテナ収集車による積替え作業でのコンテナの脱着は、合図の上行わせること。
- (ホ) 大型公衆ごみ容器の積替えは、次により行わせること。
 - a ごみが散乱しないよう、ふたを完全にすること。
 - b クレーンを用いて積込みを行う場合は、容器をクレーンのフックに確実にかけて行うこと。
 - c クレーンを用いて容器のつり上げを行う場合は、容器の下に労働者を立ち入らせないこと。
- (ヘ) 船舶によるごみの積替えは、次により行わせること。

- a 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。
- b 滑りやすい履物は使用させないこと。
- c ごみの積替えに当たっては、船上の労働者と十分な合図の上行わせること。
- d 運転中のクレーン等のバケットに接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

ハ ごみ収集作業に起因する交通労働災害の防止対策

- (イ) 発車の際には、運転車は他の労働者に合図してから発車させること。
- (ロ) ドアの開閉は、車内外の安全を確かめてから行わせること。
- (ハ) ドアを開けたままにしてごみ収集車を移動させないこと。
- (ニ) 完全に停車しないうちに、ドアを開けたり、降りたりさせないこと。
- (ホ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。(再掲)
- (ヘ) 作業中、必要に応じ、作業指揮者に通過車両を監視させ、通過車両の誘導、労働者の退避等危害を防止するための措置を講ずること。また、表示灯を設ける等の措置を講ずることにより、ごみ収集車の周辺の通過車両に対して作業中であることを明示すること。
- (ト) ごみ収集車の誘導に当たっては次によらせること。
 - a 誘導の合図は明確に行うこと。
 - b 運転者からよく見える安全な位置で誘導すること。
(原則として、前進の場合は運転者の反対側、後進の場合は運転者と同じ側とする。)
 - c 運転者に無断でごみ収集車の直後に立ち入らないこと。

ニ ごみ収集車の運行に起因する交通労働災害の防止対策

- (イ) ごみ収集車各部について、始業点検を1日1回、その運行開始前に行わせること。
- (ロ) 他の自動車の後ろを進行する際には、必要な車間距離を保たせること。
- (ハ) 無理な追抜きや追越しを禁止すること。
- (ニ) 交通量、積荷重量、路面、天候等の状態に適応した速度で運転させること。
- (ホ) 駐車又は停車して作業を行う際は、サイドブレーキを完全にかけてさせること。特に、坂道においては、適当な車止めをする等ごみ収集車が移動しないよう必要な措置を講ずること。
- (ヘ) その他交通関係法令を遵守させること。

ホ 点検、整備等

- (イ) ごみ収集車の荷台、テールゲート等を上げて点検、整備等の作業を行う際には、荷台等の不意の降下を防止するため、安全支柱、安全棒等の確実な支えを行わせること。
- (ロ) ごみ収集車の点検又は整備のため、路上で停車するときは昼夜兼用停止表示板等の安全対策を講じさせること。
- (ハ) ごみ収集車のラジエータのキャップを外す際は、噴出する蒸気、熱湯による火傷を負うおそれのないように必要な措置を講じさせること。
- (ニ) 工具類は、適正に管理し、正しく使用させること。

(2) ごみ処理施設における作業

イ ごみ処理施設における作業の一般的な安全衛生対策

(ごみ収集車関係)

- (イ) ごみ処理施設におけるごみ収集車等の誘導に当たっては、ピット内への転落を防止する等安全を十分に確保して行わせること。
- (ロ) ごみの排出に当たっては、ごみ収集車のピット内への転落を防止するための措置を講ずるとともに、ごみ収集車を車止め等に打ち当てその衝撃を利用するごみの排出を禁止すること。
- (ハ) ごみ投入時にダンプしても排出ができない場合には、安全な位置までごみ収集車を移動させてごみを取り除かせること。この場合、安全棒等の使用により、テールゲートの落下の防止措置を講じさせること。

(その他)

- (イ) 安全靴その他滑り及び踏み抜きを防ぐ安全な履物を使用させること。
- (ロ) 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けること。
- (ハ) 墜落、転落による災害を防止するため、高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所への昇降設備の設置、高さ2メートル以上の箇所、作業床の端、開口部等への囲い、手すり、覆いの設置等の必要な措置を講ずること。また、移動はしご又は脚立については安全な構造のものを使用すること。

- (ニ) 粉じんの発生のおそれがある場合には散水等の措置を講じた上で作業を行うこと。
- (ホ) 研削といしについては、覆いを設け、粉じん防止措置を講ずる等の必要な措置を講ずること。
- (ヘ) 屋内作業場等においてアーク溶接等の作業を行う場合には、防じんマスク及び保護眼鏡を使用させる等の必要な措置を講ずること。
また、溶接棒ホルダーについては、絶縁効力及び耐熱性を有するものを使用させること。
- (ト) 自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業については、真空式石綿除去装置を用いる方式又は湿式による除去方式によるほか特定化学物質等障害予防規則に定められた措置を講ずること。
- (チ) 硫酸等腐食性液体、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合は、必要な保護具を使用させること。
- (リ) 塩化水素、硫酸等を取り扱う設備(バルブ又はコックを除く。)については、腐食しにくい材料で造り、内張りを実施等の必要な措置を講ずること。また、バルブ又はコックについては、耐久性のある材料のものとする。
- (ヌ) 有害物を使用して行う昆虫駆除、消毒等の作業に当たっては、保護具を使用し、風向き等に留意する等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (ル) コンプレッサーは、1年以内ごとに1回、定期自主検査を行い、その結果を記録し、保存すること。
- (ヲ) フォークリフト、ショベルローダー等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を作成し、周知を図るとともに、作業指揮者を定め、作業の指揮を行わせること。
- (ワ) 労働者の手が巻き込まれるおそれのあるボール盤については、手袋の使用を禁止すること。
- (カ) 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務については、有機溶剤中毒予防規則に定められている措置を講ずること。
- (コ) 労働者が感電する危険のある電気機械器具の充電部分には、絶縁覆い等を設けること。

ロ 粗大ごみ処理施設

- (イ) 破碎機に付属するコンベアーについては、接触予防装置、非常停止スイッチを設置するとともに、定期的に点検すること。
- (ロ) 爆発物及び破裂物の入った容器等については、安全な作業方法により選別し、これらのものを破碎機へ投入しないこと。
- (ハ) 破碎機等の運転開始に当たっては、人員を点検し、破碎機の内部等に人がいないことを確認させること。
- (ニ) 破碎機の運転を中断し内部に入る場合には、破碎機の停止の確認を徹底させること。
- (ホ) 破碎機等の点検、整備においては、必ず電源を切り、操作盤に点検、整備中であることを明示させること。

ハ 焼却施設

(焼却炉関係)

- (イ) 炉前等高温となる場所については、毎月2回以上温度を測定し、必要な場合は温度調整のための適当な措置を講ずること。
- (ロ) 焼却炉の灰出しに当たっては、大量の焼却灰の落下による水蒸気爆発の発生を防止するための適当な措置を講ずること。
- (ハ) 焼却炉内の補修、整備等の作業は適当に冷却した後でなければ行わせないこと。シュートに詰まったごみ、灰等の除去作業に直接労働者が従事するときは、炉を冷却する等の措置を講じ、水蒸気爆発の防止を図ること。
- (ニ) ごみのかくはん等のため炉の扉を開ける場合には、労働者に保護面、保護帽、手袋、安全靴、呼吸用保護具等の保護具を使用させること。
- (ホ) 炉の扉を開ける際は、まず細目に開け、破裂物の有無を確かめて開けさせること。この場合、当該作業については、炉の正面を避け側面の安全な位置で行わせること。
- (ヘ) 機械装置の下方又は側方等の狭い場所で点検又は整備等の作業を行う場合は、保護帽を着用させること。

(付属施設関係)

[ガス発生施設]

- (イ) 発生するガスの種類、濃度等を定期的に測定し、結果を記録し保存すること。
- (ロ) 施設を密閉化し、発生するガスは適正に処理すること。なお、密閉化の困難な施設では通風、換気等の措置を講ずること。
- (ハ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものその他点火源となるものの使用を禁止すること。
- (ニ) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。

- a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。
- b やむを得ず火気等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

(ガス発生施設に近接する施設で、ガス発生施設からのガスが漏えいし、かつ、滞留するおそれのある施設)

- (イ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものその他点火源となるものの使用を禁止すること。
- (ロ) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。
 - a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。
 - b やむを得ず火気等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

2 し尿収集作業

し尿収集作業については、上記1 (1) に掲げる事項に準ずるほか、次により行うこと。

- (1) ホースの引き出し及び収納の際は、ホースが跳ねないように静かに行わせること。
- (2) ホースを引っ張る際は、途中で物品が引っ掛かっていないか確認させること。
- (3) ホースを2人で引っ張る際は、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。
- (4) ホースの輪の中に労働者を立ち入らせないこと。
- (5) 住宅内に入る際は、作業場所の障害物や犬の有無に十分注意させること。

3 酸素欠乏危険作業

し尿処理施設における投入槽、消化槽、ばっ気槽等及びごみ処理施設等における槽、ピット等(以下「タンク等」という。)の内部での清掃及び修理の作業に労働者を従事させる場合には、酸素欠乏症又は硫化水素中毒による事故を防止するため、次の措置を講ずること。

なお、タンク等の内部での作業が予定されていない場合においても、ホース、ロープ等がタンク等の内部に落下した場合には、回収のためにタンク等へ立ち入ることがあるので、こうした場合においても、酸素及び硫化水素濃度の測定等所要の措置が講ぜられるよう、次の措置に準じた措置を講ずること。

- (1) 作業開始前に、タンク等の内部の空気中の酸素及び硫化水素濃度の測定を行うこと。この場合、タンク等の内部の容積、構造等に応じて、必要な測定点を探ること。
 - なお、作業中であっても空気中の酸素等の濃度が変化し、人体に有害な影響を及ぼすおそれのある場合については同様の測定を行うこと。
- (2) タンク等の内部の空気中の酸素濃度を18%以上に、かつ、硫化水素濃度を10ppm以下に保つよう換気すること。ただし、爆発、火災等を防止するため換気することが著しく困難な場合は、労働者に空気呼吸器等を使用させること。
- (3) 労働者が転落するおそれのあるときは、安全帯等を使用させること。
- (4) 人員の点呼を行わせること。
- (5) 非常時に備えて、タンク等の外部に監視人を配置し、作業の状況を監視させること。
- (6) 酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所については、関係者以外の労働者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- (7) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒に係る酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その職務を行わせること。
- (8) 酸素欠乏危険場所での作業に労働者を従事させるときは、
 - ①酸素欠乏症等の原因及び症状、②空気呼吸器等の使用法、③事故の場合の退避及び救急処置の方法等について特別の教育を行うこと。
- (9) 空気呼吸器その他の避難用具を、非常の際に直ちに使用できる状態にして備え付けること。
- (10) 硫化水素等が異常に発生するおそれのある沈殿物のかくはん等の作業に当たっては、空気呼吸器等を使用させること。
- (11) 2槽以上のタンク等が凍結されている構造のタンク等において換気を行う場合は、労働者が作業をしている槽から労働者がいない槽へ送気すること。
- (12) タンク等の出入口が屋内作業場にある場合は、当該作業場の換気についても留意すること。
- (13) 労働者がタンク等の内部に立ち入る場合には、警報装置付きの硫化水素濃度測定器を携行させることが望ましいこと。
- (14) 測定機器の保守点検を確実に行うこと。特に測定器のセンサー、電池等の消耗部品の交換は早目に行うこと。
- (15) 以上の措置を講ずべき旨を見やすい箇所に表示すること。

I 未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性

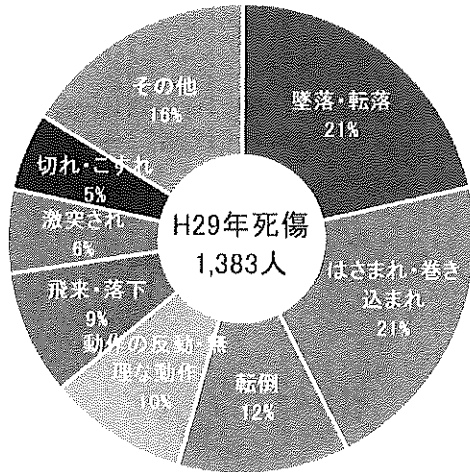
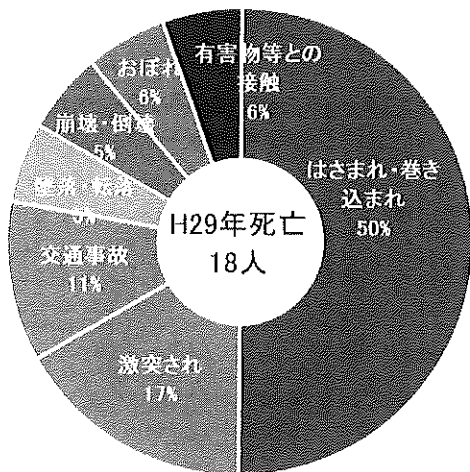
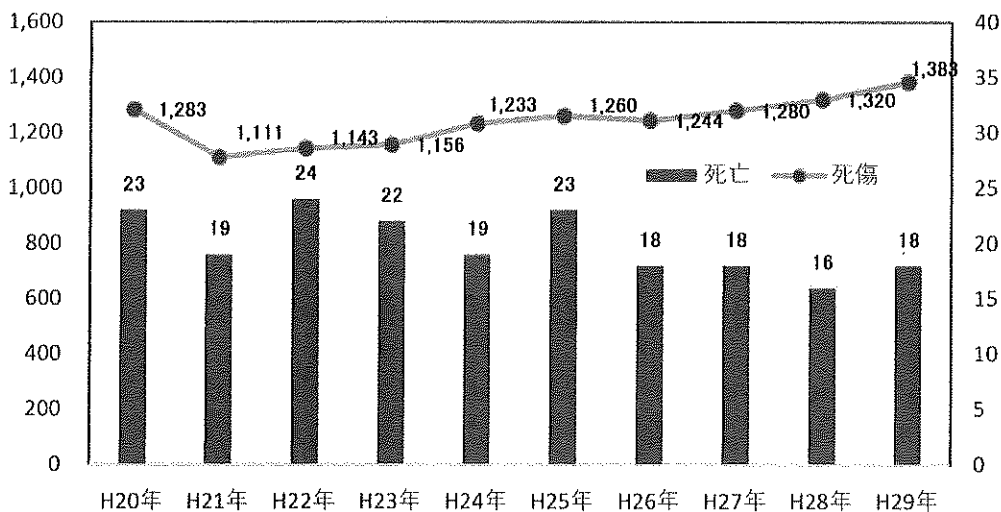
1 産廃業の労働災害

(1) 産廃業の死傷災害は増加傾向が続いている

<産廃業の労働災害の特徴>

- 休業4日以上¹の死傷災害は、ここ10年でみると増加傾向が続いている。
- 死亡災害については増減があるが、最近はやや減少傾向にある。
- 平成29年の死亡災害は18人であったが、その内訳を事故の型別でみると、機械等への「はさまれ・巻き込まれ」が50%と最も多くを占め、次いで機械やトラック等による「激突され」、「交通事故」が多い。
- 平成29年の死傷災害は1,383人であったが、事故の型別でみると、荷台などの高所からの「墜落・転落」、機械等への「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ21%と最も多くを占めている。

産廃業における労働災害の推移



資料：厚生労働省調べ（平成29年）

2 未熟練労働者の労働災害が多い

(1) 経験年数の短い労働者（未熟練労働者）の労働災害が4割以上を占める

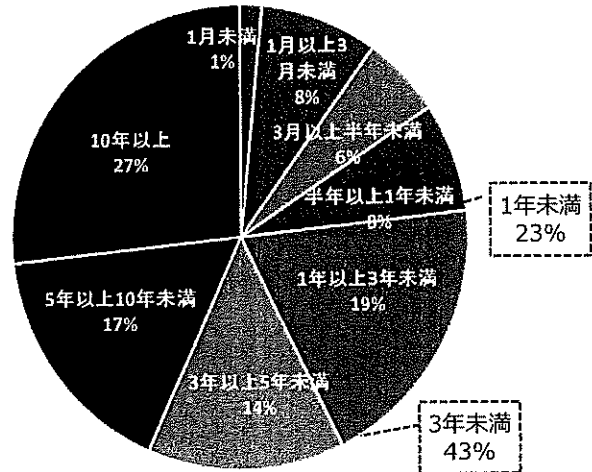
平成29年の産廃業の労働災害（休業4日以上の死傷災害）を、経験期間別にみると、1年未満が23%、3年未満が43%と多くを占めています（本書では、経験年数3年未満の労働者を「未熟練労働者」と呼ぶことにします。）。

未熟練労働者の労働災害を年齢階級別にみると、40歳～49歳が25%と最も多い割合となっています。

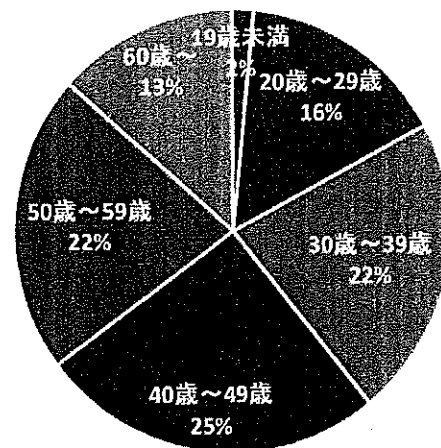
就業後あまり期間の経っていない未熟練労働者の労働災害防止対策が必要とされます。

未熟練労働者の割合を全産業と産廃業で比較すると、やや産廃業の方が高くなっています。

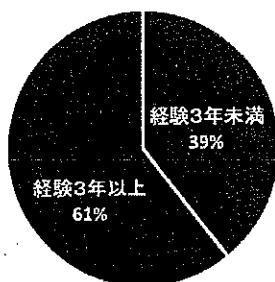
経験年数別死傷災害の状況
(H29年産廃業)



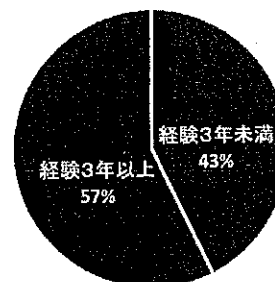
未熟練労働者（経験3年未満）の年齢階級別割合
(H29年産廃業)



未熟練労働者（経験3年未満）の割合
(H29年全産業)



未熟練労働者（経験3年未満）の割合
(H29年産廃業)



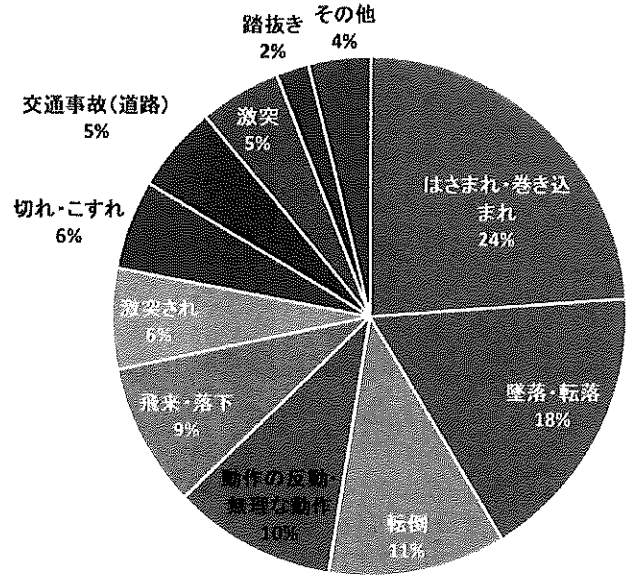
資料：厚生労働省調べ（平成29年）

(3) 未熟練労働者の労働災害の内訳

<事故の型別> (未熟練労働者)

- ① パッカー車の回転板に触れて、あるいはコンベヤー溝のゴミを取り除く際などに「はさまれ・巻き込まれ」が24%
- ② トラックなどの荷台などからの「墜落・転落」18%
- ③ 荷を持って移動中につまづいてなどで「転倒」11%
- ④ 重量物を取り扱っていて腰痛など「動作の反動・無理な姿勢」10%

未熟練労働者の事故の型別災害
(H29年 産廃業)

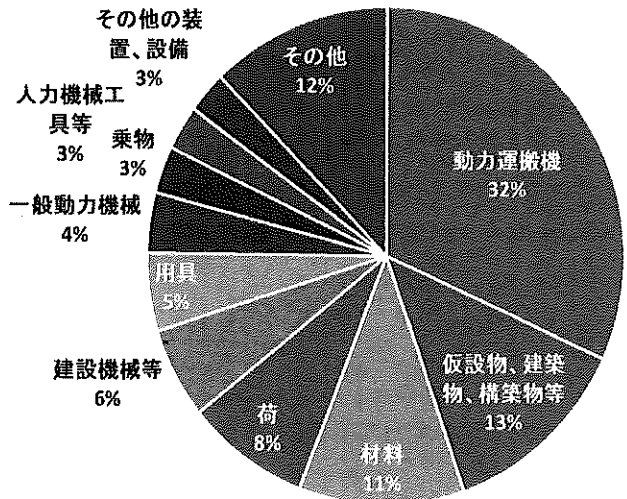


未熟練労働者の起因物別災害
(H29年 産廃業)

<起因物別> (未熟練労働者)

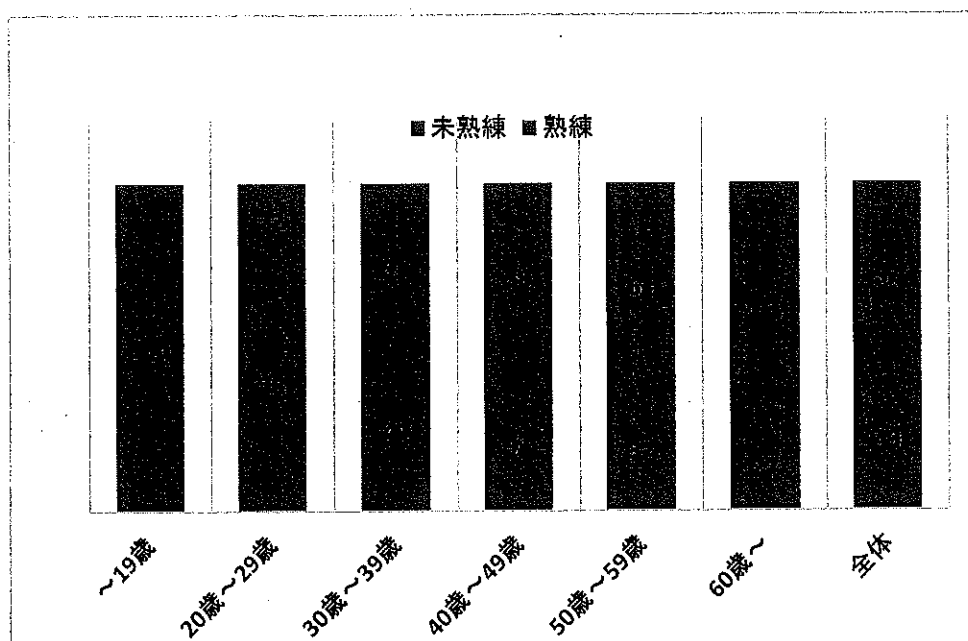
トラック、コンベヤーなどの「動力運搬機」によるものが最も多く32%を占めています。これは、トラックからの墜落・転落、コンベヤーへのはさまれ・巻き込まれといったものが含まれます。

次いで「仮設物・建築物・構築物等」となっており、荷台からの墜落等、作業場での転倒などが該当します。



資料：厚生労働省調べ（平成29年）

年齢階級別の死傷災害における未熟練労働者割合（H29年 産廃業）



平成29年産廃業で働く人の死傷災害に占める年齢別の未熟練労働者の割合を示したものが上のグラフです。全年齢で見ると未熟練労働者が43%を占めており、年齢階層別では20～29歳では78%と高く、年齢層が高くなるにつれてその割合は減少していきますが、比較的年齢の高い50歳～59歳層でも、37%と未熟練労働者の災害の割合が比較的高くなっています。製造業の労働災害では、高年齢者層になると未熟練労働者の占める割合は極端に下がりますが、産廃業ではそれほど下がりません。産廃業では、若年層だけでなく、高年齢層の方々にも安全教育が必要とされる所です。

事故の型別の死傷災害における未熟練労働者割合（H29年 産廃業）

はさまれ・巻き込まれ	墜落・転落	転倒	動作の反動・無理な動作	全体
49%	35%	40%	45%	43%

起因物（中分類）別の死傷災害における未熟練労働者の割合（H29年 産廃業）

動力運搬機	仮設物・建築物・構築物等	材料	荷	建設機械等	全体
43%	41%	44%	45%	47%	43%

事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」、「飛来・落下」が未熟練労働者の平均を上回り、特に「はさまれ・巻き込まれ」は熟練者とほぼ同数となっています。起因物別では、「材料」、「荷」、「建設機械等」が未熟練労働者の平均を上回っています。

資料：厚生労働省調べ（平成29年）